



## 回 答 書

平成26年1月6日

葛城北民主商工会  
代表 麓 信二 様  
新日本婦人の会広陵班  
代表 下村 瑛子 様  
健生会友の会広陵支部  
支部長 寺前 憲一 様  
奈良県農民連広陵班  
代表 新谷 好史 様  
広陵町議会議員  
八尾 春雄 様  
広陵町議会議員  
山田 美津代 様

広陵町長 山 村 吉 由



貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、いろいろと提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の2013自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。

なお、多岐にわたる項目でもあり、要点のみとなっておりますが、ご理解いただき、所属の町議会議員の議員活動等を通じ、ご確認いただきたくよろしくお願い申し上げます。

今後とも、町行政にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

以下、左端の数字は要望書の番号に応答しております。

- 1 町の施設については、大規模修繕等の機会をとらえて考慮していきたいと考えています。一般住宅等の太陽光発電促進に関する補助については、前回と同様になりますが、現在のところ国及び奈良県が実施している助成制度を活用願うようお願いしています。

2 消防広域化は、現場消防力の強化のほか合理化による運営経費の縮減につながるものとして進められています。

町では、広域化後の消防団との連携等の問題も含め引き続き協議が必要と考えています。

3 南海トラフの巨大地震については、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」により、昨年8月29日に内閣府（防災担当）より発表され、頻度は極めて低いものとされていますが、広陵町における今後の防災対策の前提とすべき最大震度は6強に引き上げられています。災害対策基本法の改正、国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しを踏まえ、町の地域防災計画見直しの中で地域の状況を踏まえた防災対策を検討していく必要があると考えています。

4 施設の更新については、多額の費用を要することから、新たな投資を必要としない県営水道に水源を委ねるのが最善であることから、全量を県水の水源としたところから、県営水道の施設は耐震性を有しており、さらに、御所浄水場、桜井浄水場の2系統の浄水施設を有していることから、互いに融通できるシステムとなっており、災害時の断水は回避できるので自己水確保の必要はないと判断しています。また、受水タンクでの緊急遮断弁の設置、応急給水栓等により、必要な水は確保できるものと考えています。県水料金も一定期間後に値上げすることはないということを県水担当課に確認しております。

5 福祉医療の窓口支払いは、奈良県下の全市町村において、一旦保険医療分をお支払いいただき、後日指定口座に振り込む、いわゆる「自動償還」がルールとなっています。これについては、受給者証を交付する際、保護者の皆様にご説明し、ご理解をいただいているところです。また、現物給付を実施することにより、結果的には本来受けるべき国庫負担金が減額され、最終的には療養給付費の財源である保険税に反映されることとなります。

6 子宮頸がんワクチン・ヒブ・小児用肺炎球菌・不活化ポリオの4ワクチンについては、平成25年度より定期接種全額公費負担（一定年齢）を実施しております。また、妊婦健診14回分の助成も、引き続き実施しております。

ロタワクチンについては、国の情報や方針に従うとともに、より安心・安全な接種となるように研究を重ねてまいります。

7 新生児訪問や乳幼児相談などで助産所と連携を密にして情報交換を行っていますが、直接的な補助はありません。

産科の確保については、県が行う周産期医療体制充実のための産婦人科一次救急体制整備を行っており、広域で受診可能な産婦人科が確保できる体制を整えています。これにかかる経費については本町においても負担しているところです

保険治療がされていない高額な不妊治療のための検査や治療内容は大変多くありま

す。町として助成対象とするべきものを、十分検討するためにも、産科の医師との連携をより深め、さらに研究が必要であると考えています。また、治療されている方の精神的サポートも重要であり、女性のための健康相談も取り組んでいきたいと考えています。

- 8 来年度から校区単位での地域出向型健康教室を実施します。親子が楽しめる内容や健康づくりにつながる教室を展開し、いろいろな年代の方々と交流を深めることができる場作りを目指すとともに、子育ての不安や悩みなどの相談が、いつでもできる体制づくりに努めます。

また、周知についても今まで以上に工夫していきたいと思います。

- 9 平成26年度の保育園入所希望者が大変多いことから、本年度中に園舎の増築を行い、待機児童を出さないよう対策を講じています。

保育料につきましては、年齢別の保育料により他市町村より安い保育料であると認識しており、減免措置についても必要な減免は実施しております。

ただし、今後、子ども・子育て新制度により国の基準が示されることから保育料制度の見直しの機会はあるものと考えます。

- 10 病児保育については、本町だけではスタッフの確保や費用の面、また、利用者の面からも難しいものと考えます。国保中央病院での実施を4町で実施できるか協議して参ります。

また、病後児保育については、既に田原本町と協議を行った経緯があり、委託について協議して参ります。

- 11 放課後子ども育成教室では、現在の定員で希望者全員の登録を受けられる状況です。

保育時間は、平日は放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時までになっており、保育時間の延長については利用者のニーズを把握し検討をして参ります。

なお、夏休みなどの長期休暇期間の保育時間の延長につきましては、保護者からの相談があることから、各クラブで実態調査を行った結果、7クラブ合わせて10名余りであることが分かりました。各クラブの運営の中で保護者の実態に応じた運用を行っているところです。今後、保護者のニーズ、指導員の確保・ローテーション等課題を整理する必要がありますので、引き続き検討をして参ります。

- 12 介護保険制度の運営については、保険料の原則特別徴収とするなど、介護保険法に規定されております。本町においても法の規定に基づき実施しております。

保険者としての現状及び制度改正について、様々な機会を捉えて近隣市町村長の首長とも意見交換を行うとともに、町村会、県当局を通じて国に実情を訴えているところです。

- 13 介護保険料及び利用料については、介護保険法により低所得対策が講じられており、

さらなる町単独の減免措置は予定しておりません。

保険料については、第6期介護保険事業計画を策定する中で、介護保険サービス見込み量を踏まえて検討をして参ります。

14 1人でお住まいの高齢者、高齢者世帯の方が安心して生活して頂けるように、町では、食の自立支援、民生委員による給食サービスなどによる見守りを行っています。また、概ね65歳以上の在宅の一人暮らし高齢で住民税非課税の方を対象に緊急通報装置による緊急時の通報および健康相談を事業を実施しています。

また、地域包括支援センターの機能の充実を図り、高齢者及び介護者の総合相談窓口の強化を図っております。

15 高齢者医療改革会議の最終とりまとめ（平成22年12月）では、後期高齢者医療制度の廃止を踏まえ、検討を進められました。しかし、社会保障制度改革推進法に基づき平成24年11月に設置された社会保障制度改革国民会議の報告書では、「後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である。」と報告されています。このことから国の動向を注視してまいります。

16 後期高齢者医療制度については、国の動向を注視し、広域連合と連携を図りながら、現行制度の中で適切に運営してまいります。保険料の天引きは、被保険者の申し出により口座振替に変更できます。減免については、広域連合において減免取扱要綱を整備して運用されています。被保険者の意見聴取の場としては、「長寿医療制度懇話会」を設置し、年2回開催されており、委員として県老人クラブ連合会会長及び副会長が参加して意見を述べられていますので、ご承知おき願います。

17 70歳から74歳の一般所得者に対する暫定的措置として、後期高齢者医療が始まった平成20年度から国が1割を負担するものとして実施され、毎年度実施要綱の改正により国が予算措置をしてきたものです。社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえた法制上の措置として、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」に70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いが盛り込まれており、今の臨時国会で可決成立しました。今後とも、情報の収集と共に、国の動向を注意深く見守ってまいります。

18 市町村国保の財政は、大変厳しい状況にあり、各保険者は被保険者にご理解いただけるよう、健全財政に向けた各種の取り組みを続けています。現在、国においては、低所得者の保険料軽減拡大について社会保障審議会・医療保険部会で議論されています。昭和36年に国民皆保険制度が確立されて以降、国保制度は増え続ける医療費と共に、その時代の課題に沿った制度改正を行い、被保険者を始め、国、県及び社会保険に支えられてきました。今後も国県に対して、更に積極的な支援策を講じるよう要請をしてま

いりたいと考えます。

19 国保税が滞納となっている方については、面談による納税相談の機会を持つことが第一と考えています。そのために、保険証の年度更新前に納税相談の案内を行い、相談に来庁いただいた被保険者の方から「1年証」または「短期保険証」を発行しています。

しかしながら、来庁いただくことができない方については、家庭訪問等による接触の機会を持つことが大切であると考えます。また、民生委員など地域の方々の協力も得ながら実情把握に努めてまいります。

法制度上は、保険税の滞納者には「資格証」の発行が保険者に義務づけられておりますが、本町では生命身体にかかわる事象でありますので、資格証ではなく短期保険証を発行しているものですので、ご理解をお願いします。

20 現在、臨時国会で成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」では、国民健康保険の運営について、都道府県が担うことを基本とし、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村で適切に役割分担するための必要な方策について検討を加え、その結果に基づいて平成29年度を目途に必要な措置が講じられることとなります。本町として、国・県の動向を注視しているところです。

21 平成24年4月1日に「国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱」を施行しました。現在までは、窓口での相談、被保険者、医療機関からの問い合わせがありましたが、現時点において本制度の適用はありません。広報、ホームページ等で周知を図っていますが、更に様々な機会をとらえて制度の周知を行ってまいります。

22 人間ドック、脳ドックの助成事業は、事業を始めて以後、多くの方々に利用していただいております。これまでも利用していただきやすい制度にするべく助成対象者数の拡大等の改善をしております。今後とも、病気の早期発見・早期治療に繋げられるように、使いやすい助成制度の検討、周知に努めているところです。

23 本町では、以前から無料で受診できる体制を整え、土曜日の健診実施やがん検診との同時実施など、受診される方の利便性に配慮した取り組みを続けています。奈良県では、平成25年度から独自に検査項目を全市町村で一律に実施できるよう追加を行い、本町でも対象者全員に実施しています。また、新聞広告・県民だよりや町広報紙による広報啓発活動など工夫をしながら受診率向上に取り組んでいます。

更に、受診率向上に向けて、医療機関との連携した受診勧奨及び保健指導ができないかを検討してまいります。

24 体内に腫瘍ができると、特殊な物質が大量につくられ、血液中に出現するようになったこの増加した物質を「腫瘍マーカー」といいます。腫瘍マーカー検査は、がんのス

クリーニング（ふるいわけ）として行われますが、現状ではまだ理想的な検査と言えず、腫瘍マーカーが陽性だからといって必ずがんがあるわけではなく、反対に陰性だからといって完全にがんが否定できるわけではありません。

数値の上昇はがんの進展に比例することが多く、早期では正常なこともあるため、主としてがんを診断していくうえのひとつの補助的な検査、あるいは治療していく上での経過観察の検査として用いられており、早期診断に使えるという意味で確立されたものではありません。今後も詳細な検討を行っていく必要があると考えます。

がん検診の受診率を上げるのは、未受診者への個別勧奨が一番効果的です。来年度より地域に出向き、機会あるごとに勧奨していきたいと考えます。

25 生活保護の老齢加算については、厚生労働省が専門家による委員会等の調査を元に廃止され、訴訟においても一定の判例も出ております。今後、国においても、実態等を踏まえながら検討されるものと認識しております。

26 生活保護法による医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない方に対して医療の給付を行うものです。医療扶助は、市町村を担当する福祉事務所が、法による指定を受けた医療機関に委託して行っています。

生活保護の医療券の発行と受け取りについては、原則として保護費支給日に窓口において発行しております。なお、急患の場合は、事後処理にも対応しております。継続治療の場合は、提出を求めない場合がありますが、不正受診の抑制等の観点から毎月提出が求められます。

27 支給日に受給者本人と面談することにより生活状況を確認することで、生活支援や就労支援につなげる機会となっています。身体状況等により来庁が不可能な方については、担当者によりお届けをし、病状等の確認を含めて面談を行っております。また、このことにより不正受給等の防止を図っております。

28 受診医療機関の制限については一部の医療機関において、受け入れを行っていないところはあるとのこと。また、一部負担金の導入は行っておりません。

29 1人のケースワーカーが多くの担当件数を抱えているケースもあり、実態については県（福祉事務所）において十分に把握されています。今後、ケースワーカー1人当たりの担当件数がどの程度が適正なのか、十分に検討され、配慮されていかれるものと認識しております。

30 稼働年齢層の生活受給者に対しては、受給者の特性を尊重し、実態を十分に把握したうえで行われているものと認識しております。

31 障害者総合支援法は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するためのものであり、本町においてもその趣旨に基づき実施してまいります。

- 3 2 障害者雇用連絡協議会において、関係機関と連携を取りながら、障がい者雇用の促進や職業的自立に関する対策に寄与しているところであります。

障害者優先調達推進法に基づき、町事業の物品調達にあたって、町内障がい福祉サービス事業所に物品の調達を行っています。

また、本年度も、2名の实地研修（3日間）の受け入れを予定し、福祉課だけではなく、総務課をはじめとして役場全体で受け入れを行い、社会とのつながりをもっていたき、少しでも雇用への道につながるよう努力をしております。昨年度、受け入れを行った方については、一部、企業への雇用につながっております。

- 3 3 本年2月の運行内容の改善及び車両の変更により、利用者も増加し、積み残しについてもほぼ解消しています。今後のあり方については、本町にふさわしい地域公共交通を構築するため、広陵町地域公共交通活性化協議会を再編成し、所要経費を平成26年度予算に計上すべく事務を進めています。アンケート調査については、その中で必要に応じて実施してまいります。

- 3 4 デマンド乗合タクシーの導入については、元気号との調整がどうか、既存路線である奈良交通やタクシー会社等との協議、許認可の問題など多方面の精査が必要と考えております。いずれにせよ、広陵町地域公共交通活性化協議会を再編成し、地域公共交通のコンセプトや目標とするサービス水準を検討する計画をしています。

- 3 5 既存の町道舗装修繕につきましては、本年度に舗装の路面性状調査を実施しておりますので、調査結果を基に傷んだ部分から順次修繕を実施する予定であります。

各大字、自治会からの要望であります。改修等の必要性の高いところを、必要な時期に要望していただくのが良いとのことと現在の方法を採用しておりますのでご理解願います。

- 3 6 1) 県道河合大和高田線の修繕等につきましては、一部大字から要望書が奈良県高田土木事務所に出され改修工事を実施していただいております。また、本格的な道路改良要望は出されておられません。

2) につきましては、安全対策としてカーブミラーを必要な場所に設置されたものと考えています。

3) につきましては、ご存じのとおり関係者により現地で確認していただいたとおりです。今後も安全対策について要望して参りたいと思います。

4) 昨年に引き続き香芝警察署と情報を共有し、対応してまいります。

5) 昨年もお答えさせていただいておりますように鉄道事業者から多額の負担金と道路計画を求められております。現在のところ本道路の踏切前後の道路計画がございませんでご理解願います。また、その旨地元区長にも説明をしています。

6) につきましては、本年度用地測量の立ち会い、再度の地権者説明会が終わりまして最終の修正後用地交渉を予定しております。奥坪橋東詰の交通安全のため早期の完成を目指しております。

37 自転車利用につきましては、本年12月1日から道路交通法が一部改正されたことを受け利用者のマナーも変わると思われますが、町においても自転車の通行場所等の整理と整備について検討してまいりたいと考えます。

県のサイクリングロードは、高田土木事務所に管理を強化していただくように毎年要望を続けます。また、県が進めている自転車利用ネットワークの「せんとの道ルート」に指定されており、路面等の改修についても順次実施されています。また、利用者への案内看板につきましても設置を進めております。

38 歩道等及び立体横断施設には街路灯を設けており、防犯灯は大字・自治会の要望により町が設置し、大字・自治会に移管しております。今後も要望に対応してまいります。設置してほしい方もいれば、不用という方もいらっしゃいます。

39 小学校給食で地場生産品は可能な限り取り入れています。

40 中学校給食実施のための運営委員会を速やかに開催し、経営方式、施設設備、財政負担などを精査し、中学校給食開始に向けて町議会及び教育委員会とも連携して進めさせていただきます。

41 各小学校においては、各校の実態に応じて少人数指導や少人数学級編成を取り入れきめ細かな学習指導を行っています。

42 平成23年度に小中学校の各教室に扇風機、各幼稚園にクーラーを設置し、特に梅雨時や残暑の時期において、児童・生徒の身体的負担を軽減できたものと考えています。現在、小中学校特別教室には、クーラーが設置されております。普通教室については、設置の方向で検討しております。

43 平成24年11月から全ての小中学校に学校図書館司書を配置しております。昼休みや放課後に児童、生徒の読書指導や図書に関する相談に応じるとともに、司書教諭や図書委員と連携しながら、図書の整理や読書意欲を高める環境づくりに努めていただいております。

44 受益者負担の原則として利用者の一部をご負担いただいております。

45 現有施設での設置に関しては、解決しなければならない問題があり、非常に難しいものです。

- 4 6 道路からの案内板の設置については、全町的に再検討中です。
- 4 7 構内駐車場が満杯の場合は、第 2 駐車場への誘導板を出しています。
- 4 8 本町の図書館は、竹取公園に隣接した図書館で、蔵書数、貸出冊数とも県下有数で図書館へお越しいただく人数が大変多く、利用度が非常に高い図書館です。このことから、移動図書館の運行や図書館以外での図書の返却口は考えておりません。
- 4 9 公園の遊具等の点検は、設置企業と点検委託契約しており今後も継続して実施します。
- 5 0 文化財保存施設について先進地施設の視察研究を進め、町民、町議会議員、各種委員会委員、町職員を含め、真に必要な施設機能について基本的なコンセンサスを形成する必要があります。つまり、文化財保存施設とホールの機能、公民館の機能など組み合わせを含めて、生涯学習施設の機能について合意形成を図る必要があります、検討を進めております。
- 5 1 香芝警察署及び青少年健全育成協議会などにより定期的に巡回を実施しておりますが、問題となるような事案は確認できておりません。
- 5 2 子ども・子育て関連 3 法が成立し、国は平成 2 7 年度から新たな「子ども・子育て支援制度」の本格施行を目指しています。国の動向を充分見極め、住民の皆様のニーズを正しく把握したうえで、慎重に施策に反映してまいります。
- 5 3 TPPにつきましては、国策事項と考えます。
- 5 4 ①農業者に対する支援対策として、農業機械の購入費に対する補助や耕作放棄地の解消事業など国、県と連携し、各種事業に取り組んでいるところです。また、農地の確保等につきましては、耕作放棄地の利用をも視野に入れて、検討して参りたいと考えております。
- ②国、県に対して支援策を講じるよう機会をとらえて要請しています。
- ③農機具のリユースにつきましては、農機具販売業者において取り組んでおります。
- ④地域と連携し、ブランド化を推進していきます。
- 5 5 ①小学校給食で可能な限り取り入れております。
- 国の第 2 次食育推進基本計画（平成 2 3 年 3 月 2 1 日食育推進会議決定）の中で目標数値（都道府県単位での地場産物を学校給食で使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成 2 7 年度までに 3 0 % 以上とすることを目指す。）が示されています。本町におきましてもこの数値を目標に地場産物を使用する割合の増加に努めてまいります。

②PRできるように検討していきますが、運営については自主運営でご理解いただいております。

③県の関係機関と協議の上、必要に応じて検討して参ります。

④地域資源を活用した再生可能エネルギー開発によるエネルギー自給計画(エネルギーの地産地消計画)の策定につきましては、前回にもお答えさせていただいているとおり、広陵町単体で考えることは非常に効率が悪い(資本の出資、施設の維持、エネルギー販売による経営の維持ができない。)と考えています。エネルギーの地産に係るコストを考えますと広域で実施する方が効率的と考えるものであります。

5 6 県内での放射能測定において、水道水、原乳、精米から放射能物質は検出されていません。また、残留農薬測定は定期的を実施しているところです。

5 7 一般の市街化区域農地は一般農地と評価の方法が異なり、宅地並み評価に農地に準じた課税となるため、一般農地に比べると高くなっています。

また、三大都市圏の特定市が実施している生産緑地制度の一般農地課税の対象ともなっていません。

今後とも、税制の改革・改正を含め適正な課税に努めます。

5 8 被害がでないように指導して参ります。または、豪雨時に下流地域への湛水被害が発生しないように田んぼダム(水田貯留)の設置を推進して参ります。

5 9 引き続き全国の先進地における事例を調査、研究します。

6 0 町ができる範囲があり、労働基準監督署の業務と認識しています。

6 1 町内事業所の実態把握は、労働基準監督署の業務と認識しています。なお、役場における現在の取得状況は、育児休業が女性職員5名取得しております。子の看護休暇は女性職員5名の合計99時間30分取得しており、介護休暇の取得者はありません。

6 2 大規模商業施設での雇用はパート・アルバイトが多数を占めているのが現状ですが、多様な働き方のニーズがあり、非正規についても雇用の一つであると考えています。しかし、安定した正規雇用の場を創出することも重要であると考えており、企業誘致における町の優遇制度に、新規常用雇用条件を付すべく検討をしております。

なお、企業誘致による利点は、雇用面だけではなく、住民の利便性向上、地域の活性化、固定資産税の増収、公共施設の整備など、様々な効果があると考えております。

6 3 健康リスク調査は、県の事業として今年も継続しており、北校区を中心に広報により受診を促しております。

特定健診とがん検診をセットすることで、肺がん検診を新規に受診する方は、全体の3割(100人程度)です。毎年少しずつ受診者が増加していますので、来年度も検診

回数を増やすことを、考えています。

64 町内の業者育成、景気回復のためにおいて制度のPRについて努めて参ります。現時点では、助成対象の拡大は考えておりませんが、今後の景気等を踏まえて、検討して参りたいと考えております。

また、平成24年度の住宅リフォーム助成事業の実績は、16件で助成金の総額は1,413,000円、登録業者は88事業所であります。

65 一般住宅の自然エネルギー開発に関する補助については、質問(1)でも回答いたしましたとおり、国及び奈良県が実施している助成制度を活用願うようお願いしています。

66 商工会と連携し、中小企業の活性化を図る施策を講じて参ります。

67 法令上(地方税法68①一、373①一、国税徴収法47①一)、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、町税吏員は、滞納者の租税につき、その財産を差押えしなければならない。」と規定されています。つまり、納税者間の平等・公平を保つため、速やかな処分が強制・指示されています。

広陵町では自主的な納期限内の納税・納付を促しておりますが、納税意欲の希薄による滞納者等につきましては、可能な限り実態を把握した後に、生活状況を考えた上、処分を実施しています。

また、一時的に経済状況の急迫・急変が生じた方々には、納税方法につきましては可能な限り相談に応じており、無駄な費用(督促手数料・延滞金)が少額負担になるよう説明・協議を行っております。

なお、町広報でも納税相談や分割納付の紹介をしております。

68 戦没者追悼式については、町長の式辞にもありましたように、町民の総意として恒久平和を願い、遺族会と協議を重ねながら実施しております。

憲法を遵守することは国民の義務であると考えております。

69 ステッカーは平成22年度から貼っており、町の案内板にも表示しています。また、役場庁舎玄関前には「非核兵器平和宣言のまち」と大きく表示をしていますが、懸垂幕の設置も検討したいと考えております。今後も様々な場所・機会を捉え「反核平和」を訴えていきたいと考えております。

70 教科書については、公平・公正の観点で選定をしています。閲覧場所については閲覧コーナーを設けておりました。教科書採択制度に則って進めておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

71 オスプレイ配備や訓練の中止を求める意見書については、今年に入り200を超え

る地方議会で可決されたと聞いております。また、滋賀県の饗庭野飛行場で本州初のオスプレイの訓練が行われ注視しているところですが、国防や外交の課題は国策であるため、今後の動向を見極めたいと思います。

7 2 現行の要綱を基本に地域の実情に応じたきめ細やかな指導を行うには、条例化に適さない性質のものです。5 0 0 m<sup>2</sup>未満の改訂は考えていません。

7 3 今後、地区計画決定の流れに沿って進めていきます。

7 4 自治会長等からの申し出により、啓発看板の配布をしています。  
ドッグランについては、相談をお受けします。

7 5 灯油使用量につきましては日々削減に努めているところです。ご提案の生ごみの堆肥化は処理施設建設時に十分検討しましたが、ごみ分別の問題・設置場所の問題・悪臭対策・利用方法等の問題で実現しなかったのが現状です。現在、生ごみ処理機やコンポストの補助制度がございますので、ご利用下さい。

7 6 生活保護世帯には各世帯に可燃小が8 0 枚・不燃、その他プラの各小袋が1 0 枚ずつ、また出生時に可燃大を1 0 枚支給しています。ごみ有料化はごみ減量及びリサイクルの推進を目的として、ごみ処理費用の一部をご負担願っているものであり、皆様のご協力により、広陵町のごみ減量は計画どおり進んでいます。今後も処理費用の一部ご負担を願いたいと考えています。一部無料化は、逆行と混乱をもたらしますので、ごみの減量とリサイクルの推進により費用負担の軽減をお願いします。

7 7 特別なケースを除き、規定通りの分別区分に従ってお出しいただき、問題なく収集又は持込で対応させていただいています。

7 8 汚損したりリサイクル出来ない資源ごみ等を、町の指定ごみ袋に入れて、持ち込まれた場合は無料となります。また、持込ごみにつきましては、8 種1 8 品目の中で有料、無料があると混乱をもたらしますので、最寄りのリサイクルステーションにお出しいただくか、または、地元にも利益が還元される集団回収に、ぜひご協力をお願いします。

7 9 ごみ分別等の研修につきましては、実際に見ていただくのが御理解いただく最善の方法と考えています。お申し込みいただければ、各自治体単位等で施設見学を受け付けておりますので、ご利用下さい。また、リサイクルの啓発施設として広陵町エコセンターもございますので是非ご利用下さい。

8 0 申込時に説明させていただき、当初から未使用で返還された場合は、6 割返還のご承諾をいただいています。また、今後も必要に応じて新規に区画を増設する旨も説明し、必要な時期での使用もお願いしています。

返金額の見直しの予定はありません。

8 1 香芝市において取り組んでいただいております。

8 2 今後も、状況を見て剪定を行います。